



令和6年6月21日

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、令和6年6月20日に職員（2名）の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表いたします。

《被処分者①》

所属：福祉部高齢者支援課 職層：主事 職種：事務

性別：男性 年齢：55歳

〈概要〉被処分者は、令和6年3月中旬、昼休み時間中に職場で飲酒し、勤務終了後に自動車で帰宅途中に飲食店に立ち寄った。その際、自分の自動車を駐車中の自動車にぶつけて搭乗者にケガを負わせ、駆け付けた警察官による呼気検査で、酒気帯び運転であったことが発覚した。その後、書類送検されている。

また、被処分者は、令和6年2月から3月にかけて約9日間欠勤した。

〈処分内容〉「免職」

地方公務員法第29条第1項第1号（法令等違反）、同項第2号（職務上の義務違反又は職務懈怠）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）の懲戒事由に該当

なお、上司についても、本件にかかる注意を行った。

《被処分者②》

所属：都市整備部公園課 職層：主事 職種：土木技術

性別：男性 年齢：35歳

〈概要〉被処分者は、令和6年4月下旬、職場の昼休み時間中に近所の商業施設に行き、そこで買い物中の女性のスカート内を盗撮したところ、女性に見つかって警察に引き渡された。その後、被害届が出され、書類送検されている。

なお、区の調査では、本人の供述からこの件以外にも余罪が確認された。

〈処分内容〉「免職」

地方公務員法第29条第1項第1号（法令等違反）及び同項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）の懲戒事由に該当

なお、上司についても、本件にかかる注意を行った。

「青木克徳区長のコメント」

職員がこのような不祥事を起こしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。職員の倫理向上と法令順守の徹底を図り、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【問い合わせ】

総務部人事課